

【低圧用】RE オプション契約約款

第1条 目的

RE オプション契約約款(以下「本約款」といいます。)は、小売電気事業者である株式会社エコスタイル(以下「エコスタイル」といいます。)が、非化石証書を利用して二酸化炭素排出係数を調整した電気を、お客様の需要に応じて供給する際の供給条件および遵守すべき事項を定めることを目的としています。

第2条 適用および変更

1. 本約款は、お客様とエコスタイルとの間の電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)及び RE オプション契約(以下、本約款及び RE オプション契約を合わせて「本契約」といいます。)について適用されます。本契約に定めのない事項については、需給契約が適用されるものとし、需給契約と本契約との規定とが矛盾抵触する場合は、本契約の規定を優先して適用するものとします。
2. エコスタイルは以下の場合に、エコスタイルの裁量により、本約款を変更することができます。
 - ① 本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - ② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
3. エコスタイルは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をウェブサイト(<https://www.ecostylepower.com/news/>)に掲示します。
4. 変更後の本約款の効力発生日以降に本契約が履行されたときは、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。
5. 第2項の他、エコスタイルが本約款を変更する必要がある場合は、書面の交付(電気事業法の定めに基づき書面を交付したとみなされる方法により提供することを含みます。以下同じ。)を行い、お客様の同意を得るものとします。ただし、エコスタイルが指定した相当期間内においてもお客様より同意が得られない場合、当該期日をもって本契約は終了するものとします。

第3条 定義

①非化石価値取引市場

日本卸電力取引所(以下、「JEPX」といいます。)における非化石証書を取引する市場をいいます。

②非化石証書

非化石価値取引市場で取引される、非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定される非化石エネルギー源をいいます。)に由

来する電気の非化石電源としての価値を証するものであり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 55 条 1 項に規定する費用負担調整機関が発行するものをいいます。

③排出係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。)に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号)第 2 条第 4 項及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」(平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号)第 20 条の 2 に規定される、電気事業者から供給される電気の使用に伴う温室効果ガスの排出の程度を示す係数をいいます。

第 4 条 非化石証書と排出係数の取り扱い

1. エコスタイルが温対法及びこれに関連する命令等に基づいて排出係数を国に対して報告を行う際、お客様の契約内容に対応した排出係数(以下「メニュー別排出係数」といいます。)の算定に当たっては、需給契約に基づきエコスタイルがお客様に供給した全電力量の 100% 分の割合を上限としてこれに応じた非化石証書をエコスタイルが購入及び使用するものとします。

なお、エコスタイルが購入する非化石証書は、非化石価値取引市場においてエコスタイルが約定した量を上限とするものであることから、お客様は、エコスタイルがお客様に対して需給契約に基づき供給した全電力量の 100% 分の割合を上限としてこれに応じた非化石証書をエコスタイルが購入できない可能性があること、およびメニュー別排出係数の算定に使用できない可能性があることを承諾するものとします。

2. 本契約に基づいてエコスタイルが購入した非化石証書の購入実績、およびメニュー別排出係数の算定に使用した実績等については、エコスタイルのホームページにおけるお客様の専用ページにおいて掲示する方法、またはエコスタイルからお客様に対してお客様が登録した電子メールアドレスに対して電子メールを送信する方法により、年度毎のメニュー別排出係数が確定され次第、エコスタイルから通知を行います。

第 5 条 RE オプション契約料金

1. お客様とエコスタイルとの間の RE オプション契約に基づいて、エコスタイルからお客様に請求する料金(以下「RE オプション契約料金」といいます。)は、次に定める計算式で算出するものとします(なお、小数点以下は切り捨てします。)。

別紙に定める単価 × 需給契約に基づき計量される使用電力量(kWh)

2. RE オプション契約料金の算定期間、支払、支払方法及び支払遅延時の措置等について
は、電気需給契約約款に定める各条項に準じて取り扱うものとします。
3. エコスタイルは、電気需給約款第 19 条に基づいてエコスタイルがお客様に通知する電気料
金明細において、RE オプション料金をお客様に対して通知するものとします。

第 6 条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとしま
す。

- ① 使用電力量の単位は 1 キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五
入します。
- ② 料金その他の計算における金額の単位は 1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ③ 消費税等相当額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てとします。ただし、本契約に基づ
く金額の他に、需給約款その他の約款等に基づく金額がある場合には、エコスタイルは
消費税等相当額の計算において合算して計算することができるものとします。

第 7 条 RE オプション契約の申込及び成立

1. お客様からエコスタイルのホームページ等を通じて申し込みを頂き、エコスタイルが定め
る契約条件に合致した場合には、エコスタイルは、電力の需給に関する諸条件を定めた
本契約を、エコスタイルのホームページ等を通じて、お客様に提示することで、本契約が
成立するものとします。
2. ただし、以下のいずれかに該当する場合、お客様は本契約の申し込みを行うことができま
せん。
 - ① お客様とエコスタイルの間で本契約の解約が成立した日から 1 年を経過していない場合。
 - ② お客様とエコスタイルの間で需給契約が締結されていない場合。

第 8 条 契約期間

1. 本契約の契約期間は本契約が成立した日から 1 年間とします。契約期間満了日まで
にお客様またはエコスタイルより解約の申し出が無い場合は、本契約は、契約期間満了
後も更に 1 年間同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 前項の規定に従い本契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の
説明については、更新後の契約期間のみを契約締結前の書面交付をすることなく説明
すれば足りるものとし、かつ、契約締結後の書面交付については、当該更新後の契約期
間、エコスタイルの名称および住所、契約年月日、書面を作成した年月日および供給地
点特定番号のみを記載すれば足りることについて、お客様はあらかじめ承諾するものとし
ます。

第 9 条 非化石証書の効力を付与した電気の需要場所

本契約により、エコスタイルがお客様に非化石証書の効力を付加した電気を供給する需要場所は需給契約の「需給所在地」に定めるとおりとします。

第10条 非化石証書の適用

1. 非化石証書の割合

お客様は、本契約の申込時に第4条に示した非化石証書の購入量に同意するものとします。

2. 非化石証書の適用開始

非化石証書の効力は、本契約締結日以降、受給契約に基づきエコスタイルからお客様に対して供給した電気に適用されます。

第11条 入札量等の算定

入札量等は、次の内容に従い、決定されるものとします。

① 入札量の対象期間

非化石価値取引市場において取引される非化石証書に該当するFIT発電期間の内、エコスタイルが受給契約に基づきお客様へ電力を供給した期間。

② エコスタイルによる入札量

第①号に定める期間、第9条に定める需要場所へエコスタイルが供給した電力量(使用電力量)に対し、本契約において第4条に定める割合を入札量の対象とします。使用電力量の計量はエコスタイルがお客様と締結した需給契約に準じます。

なお、お客様は、エコスタイルが、エコスタイルの他のお客様の非化石価値電力に係る電力量と併せて入札することを承諾するものとします。

③ エコスタイルが参加する入札のスケジュール

JEPXが小売電気事業者に対して通知する非化石価値取引市場のスケジュールの通りとします。ただし、エコスタイルの判断により入札に参加しないことがあります。

④ 入札単価

エコスタイルが本条で定めた入札量に対して非化石価値取引市場において入札する単価は、エコスタイルが決定・変更するものとし、お客様はエコスタイルにて決定・変更した入札単価でエコスタイルが入札することを承諾するものとします。

⑤ 約定量

約定量は、第④号に定めた入札単価でエコスタイルが入札した結果、購入した非化石証書の量とします。

⑥ 約定量の配分

非化石価値取引市場において約定した非化石証書の総量が、エコスタイルが本契約に基づきお客様に対して供給することを約した非化石価値電力の総量に満たない場合には、個々のお客様に対してエコスタイルが供給することを約した非化石証書の量(かかる合意がない場合には、当該お客様に供給した電力量とします。)に応じて、非化石証書を比例的に配分するものとします。

第12条 損害賠償の免責

エコスタイルは、次の事由により非化石価値取引市場において事前に計画していた入札量に対して、その全部または一部を約定することができなかった場合、お客様に対して何らの責任を負いません。

- ① 非化石価値取引規程第30条、第31条に定める事由により、非化石価値取引市場における取引が正常に履行できない場合。
- ② エコスタイルが、非化石価値取引市場にて入札後、マルチプライスオーファンの仕組み（買入札量を入札価格別に算出し買入札価格の高いものから約定とし、約定価格はそれぞれの買入札価格とする方式）に起因する理由で全部または一部を約定することができなかった場合。
- ③ エコスタイルが、上記の他、エコスタイルの責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本約款に基づいて非化石価値取引市場において入札した量の全部または一部が約定されない場合。
- ④ 第2条第5項に定める、お客様の同意が得られず本契約が終了した場合。

第13条 需給契約の変更

お客様は、需給契約の変更によって非化石証書の効力を付加した電気を供給する需要場所の変更(追加または削除)が発生した場合、または、お客様の名称、住所、連絡先が変更となった場合、エコスタイルのホームページにおけるお客様の専用ページからインターネットを用いた方法により入力する方法、エコスタイルのお客様窓口に電話する方法、その他エコスタイルが定める方法により速やかにエコスタイルに通知するものとします。

第14条 契約の消滅

お客様が、あらかじめ通知をされないで引っ越し等の理由によりその需要場所から移転され、または電気を使用されていないことが明らかな場合には、エコスタイルが需給を終了させるための処置をおこなった日に本契約は消滅するものとします。

第15条 契約の解約

- 1. お客様またはエコスタイルは、相手方が本契約の何れか一つに違反する場合には、相手方に対し、相当期間の間に改善することを求めるものとし、相手方がその求めに応じて是正しないときは、書面により契約解除の通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。
- 2. お客様またはエコスタイルは、相手方に次の何れか一つに該当する事由が生じた場合には、相手方に対し、書面により契約解除の通知を行うことにより、直ちに本契約を解約することができるものとします。
 - ① 官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - ② 仮差押、仮処分、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てがあったとき

- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあつたとき、または清算もしくは任意整理に入ったとき
 - ④ 公租公課を滞納して督促、保全差押、差押、参加差押、交付要求もしくは保全担保の提供命令を受けたとき、または公売公告(通知)があつたとき
 - ⑤ 合併によらない解散決議、営業廃止、事業譲渡(全部または重要な一部)をしたとき
 - ⑥ 振り出もしもしくは引き受けた手形・小切手が1回でも不渡りとなつたとき、または裏書しもしくは保証した手形・小切手が不渡りとなってその買戻・償還請求に応じないとき
 - ⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑧ 支払停止(電子記録債権につき、不渡処分もしくは取引停止処分と同等の処分を受けたときを含みます。)、支払不能等の事由を生じたとき
 - ⑨ 特定認証 ADR 手続に基づく事業再生手続の利用申請その他これに類する私的整理手続の申請をし、もしくはこれらに基づく一時停止の通知をしたとき
 - ⑩ お客様またはエコスタイルの従業員その他の関係者に対し、暴力的 requirement 行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき
 - ⑪ お客様が本契約に基づく支払いを遅滞したとき
 - ⑫ お客様との連絡がとれなくなったとき
 - ⑬ お客様とエコスタイルの間の需給契約が終了したとき
 - ⑭ エコスタイル以外の小売電気事業者から電気の供給を受けているとき
 - ⑮ その他第①号から第⑯号に準じる事由が生じた場合
3. お客様はエコスタイルが、第1項の規定により本契約を解約した場合、またはお客様に前項各号の何れか一つに該当する事由が生じた場合、お客様は、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに履行しなければなりません。

第16条 守秘義務

1. お客様およびエコスタイルは、本契約の内容および本契約等を通じて知得した相手方の営業上、技術上の秘密または情報(以下「秘密情報」といいます。)を本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。
2. お客様およびエコスタイルは、事前の通知による次の各号に定める場合(ただし、緊急やむを得ない理由により事前通知ができない場合には、開示後直ちに通知することで足りるものとします。)を除き、本契約の有効期間中はもとよりその終了後においても、相手方の書面による事前の承諾を得ないで、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、公知または公用のもの、既に所有していたもの、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したものおよび独自に開発していたものについては、秘密情報から除外するものとします。
 - ① コンサルタント、公認会計士または弁護士に対し、本条と同程度の秘密保持契約を締結することを条件に秘密情報を開示する場合
 - ② 裁判所、行政機関等の公的機関より開示を請求された場合または法令の定めに基づき

開示すべき場合

第 17 条 個人情報の利用

エコスタイルは、お客様から提供された個人情報を、一般送配電事業者との接続供給のための手続およびお客様へのご連絡のため、その他エコスタイルの個人情報保護の取扱に関する重要事項に定める目的に使用するものとし、その他の目的のために無断で第三者に提供することはありません。

第 18 条 管轄裁判所および準拠法

1. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 19 条 信義誠実

本契約に定めのない事項ならびに本契約および本約款の内容の解釈につき疑義のある事項については、両当事者間で信義に則り誠実に協議の上、これを解決するものとします。

附 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

別紙

1. RE オプション契約料金単価

RE オプション契約料金の単価は次のとおりとします。

1kWhにつき	1円1銭
---------	------

【2026年4月版】

以下空白